

県有施設・県出資団体等調査特別委員会 調査方針（案）

1 調査目的

少子高齢化や人口減少が急速に進行するとともに、コロナ禍を経て、オンライン化が進むことなどにより、各種県有施設の利用者の減少が見込まれ、今後の施設の老朽化対策や維持管理経費の確保などが、県財政上の大きな課題となりつつある。

また、県出資団体等についても、こうした施設管理を担う団体を中心に、経営環境の変化にどのように対応するかによって、県財政にも少なからず影響を与える可能性がある。

社会環境が大きく変化し、県民のニーズが変化する中において、県有施設の売却等の処分や出資団体等の事業の一部譲渡などの方針が打ち出されているが、具体の執行にあたっては、これまでの調査特別委員会での提言とその対応、利用実態と今後の見通しなどについて、議会を含めた十分な議論を行い、県民の理解を得ることが重要である。

このため、人口減少社会における県有施設の今後の方向性や売却等処分の妥当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等について、重点的に調査検討を行う。

2 調査の視点

- ・ 県有施設（公の施設等）の設置目的・利用状況の再確認
- ・ 県有施設（公の施設等）の売却等処分の妥当性や影響及びそれへの対応
- ・ 県有施設（公の施設等）管理（指定管理等）の今後の対応
[長寿命化の推進、資産総量の適正化、資産活用の視点]
- ・ 出資団体等の経営状況や課題
- ・ 経営改善方策や事業の在り方等、今後の方向性 等

3 調査対象

（1）県有施設関係

公の施設等（「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」（総務省）の分類に基づき区分した施設で、学校、道路、河川は除く。また、県が市町村や団体等に貸し付けなどにより管理を委任している施設を含む。）

※ 売却等予定の施設について重点的に調査を行うとともに、それ以外の施設についても今後の管理の方向性等について調査を行う。

（2）県出資団体等関係

県内全33団体

※ 経営評価上、「改善の余地あり」などとしている団体について重点的に調査を行うとともに、その他の団体についても経営の健全化等の観点から調査を行う。

4 調査期間

令和6年9月までの概ね1年とし、令和6年第3回定例会の会期中に調査結果の報告を行う。

県有施設・県出資団体等調査特別委員会 活動計画（案）

	開催日	審議事項等
1	令和5年 8月2日(水)	○調査方針、活動計画の決定 ○県有施設について ・全体概要の説明 ・指定管理更新対象施設の説明・協議・決定 ○出資団体等について ・全体概要の説明
2	8月30日(水)	○県有施設について ・各部局所管県有施設の説明・協議・決定 (現状・課題・今後の対応) 【重点的に議論する施設】 ○出資団体等について ・各部局所管団体の説明・協議・決定 (現状・課題・今後の対応) 【重点的に議論する団体】
3	【定例会中】 9月25日(月)	○県有施設について ・各部局所管県有施設の説明・協議・決定 (現状・課題、今後の対応) 【重点的に議論する施設】 ○出資団体等について ・各部局所管団体の説明・協議・決定 (現状・課題・今後の対応) 【重点的に議論する団体】
4	(仮)10月	○県有施設について ・各部局所管県有施設の説明 ○出資団体等について ・各部局所管団体の説明
	未定	月1回程度の頻度で開催
	(仮) 令和6年7月	○提言の骨子の検討
	(仮) 令和6年8月	○報告書(案)の検討
	(仮) 【定例会中】 令和6年9月	○報告書の決定 ○定例会で調査結果報告(最終)

※必要に応じて参考人の意見聴取を実施する。